

## 5. 学院・学生会連絡協議会規程

(目的)

第1条 この会は、中通高等看護学院(以下「学院」という)の学生の教育に必要な事項を学院と学生会が意志統一するために連絡協議するものである。

(構成)

第2条 この会は、学院職員と学生会の全員によって構成する。

2. 前項のほか、協議が必要な問題に応じて、各々の代表者によって構成する。

(運営)

第3条 この会は学院長が必要に応じて学生会長と協議の上招集し、次の事項について連絡協議する。

- (1) 教育方針、教育課程に関すること。
- (2) 学生の生活、健康に関すること。
- (3) 施設、設備の整備と管理に関すること。
- (4) 学院の運営に関すること。

付則

(施行期日)

この規定は、1970年4月1日より施行する。

この規定は、1981年4月1日より施行する。

この規定は、2013年4月1日より施行する。

この規定は、2019年4月1日より施行する。